

議案第 17 号

市川市道路占用料条例の一部改正について

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市道路占用料条例の一部を改正する条例

市川市道路占用料条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を別紙のように改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後の占用に係る道路占用料について適用し、施行日前の占用に係る道路占用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日に道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による占用の許可を受けていた占用物件について、令和 5 年度以後も引き続き当該許可を受け、継続して道路を占用しようとする場合に納付すべき同年度以後の各年度分の道路占用料の額は、当該占用物件に係る改正後の市川市道路占用料条例の規定により算出された 1 年度当たりの道路占用料の額が、当該占用物件に係る当該年度の前年度の 1 年度当たりの道路占

用料の額に1.2を乗じて得た額を超えるときは、当該1.2を乗じて得た額とする。

別表（第2条関係）

占 用 物 件		単 位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	2,640
	第2種電柱		3,910
	第3種電柱		4,650
	第1種電話柱		1,840
	第2種電話柱		2,540
	第3種電話柱		3,310
	その他の柱類		230
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24
	地下に設ける電線その他の線類		14
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	2,310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,410
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,320
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,760
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,430
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	4,320	
法第32条第1項第2号に掲げる物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	99
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		140

件	の			
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの			210
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			250
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			420
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			520
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			990
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの			1,290
	外径が1メートル以上のもの			2,530
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	14
			その他のもの	23
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	3,540
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,360

		地下に設けるもの		1,410
	その他のもの			4,720
法第32条第1項第4号に掲げる施設				3,740
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路			5,710
	地下に設ける通路			3,420
	その他のもの			4,320
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	52
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,140
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,140
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	11,430
	標識		1本につき1年	3,500
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設	1本につき1日	52

		けるもの		
		その他のもの	1本につき1月	1,140
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	52
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,140
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,430
		その他のもの		5,710
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	4,720
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,140
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				390
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

	の	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額

理 由

受益者負担の適正化を図るため道路占用料の額を見直すほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。